洲 農 第 6 1 5 号 令 和 7 年 1 月 21 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名		洲本市				
(市町村コード)		(28205)				
地域名		勢山				
(地域内農業集落名)		(勢山)				
協議の結果を取りまとめた年月		令和6年12月19日				
励職の結果を取り	まとめた平月口	(第1回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢73歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるために、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:認定農業者1人、19人(うち50歳代以下2人) 主な作物:水稲、タマネギ、ハクサイ、ブロッコリー等

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物であるタマネギについて、有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	1.8 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.8 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

勢山地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向け	た鳥	農用地の効率的かつ総合	合的	な利用を図るため	めに	こ必要な事項		
	(1)農用地の集積、集約化	: ത	 方針						
	農地中間管理機構を活用			曲 -	老を中心に団地で	55 £	きの垃また進める	اط	まに 切い手
	辰地中间官垤城禰で心川 への農地集積を進める。	3U	、	辰~	日で中心に凹地に	山作	例加入を進める) _ (して、担い十
	への辰地朱惧を進める。								
	/a\ #\ u\ + BB ## TID ## ## @ *	- m							
	(2)農地中間管理機構の流								
	│ 地域全体の農地を農地中	間	管理機構に貸し付け、担	いョ	手の経営意向を	酉杩	りし、段階的に集	約個	比を進める。
	(3)基盤整備事業への取締	日方							
	担い手のニーズを踏まえ			抽束	&備重業を活田		豊田地の大区面	化•	羽田化等のた
	めの基盤整備を実施する。		也中间自在城博民生成	ב טויי	を 帰 学 木 で ね ハ い	-	支力地の人区画		# 07/⊂
	は707至亜正備と天心する。								
									
	(4)多様な経営体の確保・	-							
	市町村やJAと連携し、地							タル	などの支援や
	生産する農地をあっせんし	、相	談から定着まで切れ目の	かな	い取り組みを展	開?	する。		
	(5)農業協同組合等の農業	支第	援サービス事業者等への	の農	作業委託の活用	打	·針		
	地域内で農作業の効率化	(を	図るため、一部の維持・領		作業は農地水保	全	隊へ依頼し、游(木農	地の発生防止
	を図る。					_	13. 12.12.0 ()=1		175—175—
	以下任章記載事項(地域の	(宝)	情に広じて 必要な事項	を译	建択1. 取組方針	を言	7載してください)		
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)								@ T + #*
	┃☑ ①鳥獣被害防止対策	Ш	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等	Ш	⑤果樹等
	□ 6燃料・資源作物等	V	⑦保全・管理等	\	8農業用施設		9耕畜連携等		⑪その他
					© 12CF17718112BH27		© 177 д. С. 173 ч.		U 4 1 12
	【選択した上記の取組方針	_							
	①イノシシやシカの被害が							あつ	た場合には速
	やかに対応できる体制を様					育.	成を進める。		
	③担い手不足の解消を図る	るた	め、スマート農業の導入	を検	討する。				
	⑦中山間地域等直接支払	制度	等を活用し、地域ぐるみ	いで	農地等の保全・管	理	を推進する。		
	⑧担い手の営農や農業を							集終	化を進める。
		_,							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,